

◆H28年度箕面市一般会計決算認定の件

認定第1号「平成28年度箕面市一般会計決算認定の件」について反対討論いたします。
反対の理由は多々ありますが、大きく6点に絞って述べてまいります。

1点目に、マイナンバー制度を活用したコンビニ交付事業の費用対効果の問題です。この事業は、現在、市内3カ所に設置されている証明書発行の自動交付機を、本年11月末をもって廃止することを前提に、コンビニ交付に踏み切ったものであり、費用対効果が得られる、として事業実施されたものです。

決算年度の自動交付機とコンビニ交付の利用件数を比較すると、1月～3月分までは、自動交付機が9492件、コンビニ交付は739件です。1月～7月までの比較では自動交付機21074件、コンビニ交付、2039件となっていて、市が試算する損益分岐点である年間2万8000件の利用には、まったく及びません。現状では、自動交付機、1件当たりの発行コストは170円、コンビニ交付については、地方公共団体情報システム機構への委託料や負担金等が必要になることと併せて、利用件数が少ないこともあって、コンビニ交付は1件当たり約2700円程度の試算となっています。これは、まだ認知度が低い、ということがあるかもしれませんが、大きな要因は、コンビニ交付を利用するためには、個人番号カードの取得が前提となっていることであり、このカードの箕面市民の取得率は約1割程度である、という点です。個人番号カードを取得していない約9割の市民にとっては、コンビニ交付は必要のない事業であり、自動交付機の廃止によって、サービスの後退となります。コンビニ交付事業の開始は時期尚早だったと言えます。

また、そもそもコンビニ交付事業は、法定受託事務ではなく、市の任意事業です。マイナンバー制度は少なくとも税と社会保障の分野に留めておくべきであり、「マイナンバーを悪用した詐欺事件」への注意喚起を呼び掛ける連日の庁内放送からもわかるように、拡大利用は危険を伴います。「個人情報保護委員会」による国会への報告では、2016年度のマイナンバーを含む個人情報の漏えいなどが165件あった、とされています。また、マイナンバー制度の推進派からも、システム開発などの初期費用だけで3000億円が投じられたこの制度の費用対効果の説明がきちんと行われていないことが指摘されています。市は、国の施策を見極め、住民の福利の向上に資するために、マイナンバー制度の安易な拡大は行うべきではないと考えます。

2 点目に、北大阪急行線延伸にともなう（仮称）箕面船場駅前都市再生事業による、大阪大学の箕面キャンパス移転、及び、萱野南図書館の移設についての問題です。利用目的のない阪大箕面キャンパスの買い上げや、とりわけ、萱野南図書館を廃止し、新たな市立図書館を建設することについては、多くの市民に対し、十分な説明が行われたとは言いがたく、それ故に市民意見の聴取もほとんど為されていません。

箕面市議会が開催した 2016 年度の地域別意見交換会では、萱野南図書館の移転を疑問視する、あるいは反対するご意見が寄せられていました。私も幾度となく、担当部署に大阪大学との協議の進捗を求めましたが、内容については「とくに言えることはない」と情報提供を拒まれました。しかも、築 22 年程度のまだまだ使える施設であるのに、近隣地にわざわざ新設すること、新図書館の約 85% の蔵書は阪大図書館のものであり、自習室などの阪大用施設も箕面市の税金で設置することなど、合理性に欠ける内容です。

何より、移転の有効性や、期限のない指定管理者制度の導入など図書館の設置・運営の根幹に関わる課題について、図書館協議会に諮らなかつた、という点も、容認できません。

3 点目は、福祉輸送利用促進モデル事業、通称オレンジゆずるタクシー等に見られるように、「独立採算制」「効率性」の追求が強すぎる点について、です。「持続可能性」のために「独立採算」を追求する、という論理で、モデル事業が進められていますが、行政の効率化で財源の無駄をなくす、という範囲を超えて、福祉的目的が十分達成されないのは本末転倒であると考えます。2016 年度においても、モデル事業実施前のデマンドバスを運行させていた時に登録していた障害者・要介護者については無料利用券 2 枚を配布するが、モデル事業実施以降に登録した障害者・要介護者には利用券を配布しないで、一般の利用者と同じ料金負担を求めるといった差別的な扱いになっています。また、本格運行後は無料利用券の廃止も検討されており、応益負担のみが強調され、応能負担という原則で、福祉事業を取り組めないことについては、賛同できません。大いに期待していた事業であり、今後も改善されることを願って、あえて指摘させていただきます。

4 点目に、子どもの貧困対策に関する実効性の欠如についてです。

決算年度の 2016 年度は、生活保護基準額の見直しが 3 か年かけて段階的に行われた最終年度にあたります。箕面市では就学援助の認定において、2014 年度は据え置き、2015 年から改定後の基準額を用いてきました。しかし、箕面市の準要保護認定基準の運用は、

1.0～1.2 倍となっています。文科省の全国の実施状況調査結果では、1,260 の自治体のうち、1.3 倍～1.5 倍以上が 829 自治体 (46.7%)、1.2 倍以下は 431 自治体 (24.5%) となっていますので、箕面市の子どもの貧困対策が、いかに冷たいものであるかが分かります。因みに、国は準要保護者に対する支援について「生活保護基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、各自治体で判断するように」との依頼を市町村に行っている、とのこと。

「子育て日本一」を標ぼうし、「子どもの貧困対策」をうたっているにも関わらず、実効性のある支援策は極めて消極的でありますので、これについても適切ではない執行状況であったと考えます。

5 点目に、国交付金の活用方法についてです。介護予防・生活支援拠点整備事業は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の約 3380 万円を活用して、2 法人・3 施設において、「介護予防・生活支援拠点」が整備されました。

これは要支援以下が対象となる総合事業を進めるために付金申請され、住民型サービスを進めるための通いの場づくりであるとなるように考える、との市の説明がありました。

とはいうものの、市民交流拠点としての市の具体的ビジョンがなく、また、要介護 3 以上の方が入所する施設にもカラオケルームが設置されるなど、腑に落ちない点があります。

今後、地域の居場所づくり拠点となるよう、しっかり周知・活用されることが課題となってきますので、各法人さんの取り組みや市の積極的な支援を期待します。

しかし、稲ふれあいセンターの健康増進室に設置されたトレーニングマシン 2 台と大阪大学による実証実験研究費 300 万円についてですが、研究結果は公表しない、という市の見解が示されました。市民参加で実施される研究でもあり、結果は公開して、市民が共有できなければ勿体ないでしょう。

交付金は申請時の事業目的が達成されるように、また見える形で活用されるべきであることを改めて指摘させていただきます。

6 点目に、執行機関として極めて不誠実な対応があった問題です。西南公民館を利用する「社会教育団体」について、委員会答弁の内容を後日、覆すという、市としては、あり得ない行為についてです。

議会軽視であり、行政の信用を失墜させ、実に不誠実であると言わねばなりません。

2016年度の6月議会の民生常任委員会において、西南公民館の利用料に関わる質疑のなかで、西南公民館を当時利用している団体は、すべて「社会教育団体」とみなす。「社会教育団体」は減免対象なので、西南公民館が生涯学習センターとなった場合、減免を行う、という市の答弁でした。

この答弁は、先に答弁した現行制度を踏襲するという、すなわち協議会に参加する団体でなければ減免が得られないという課長の答弁を市長が制止し、暫時休憩して執行部の意志一致を図ったのち、あらためて、最終的な市の見解として述べられたものです。それにも拘わらず、後日、何ら説明がないまま、振出に戻すかのように、市の答弁が覆され、「減免を受けるには協議会参加が条件」と変えられました。

このような行為はとうてい看過できません。委員会を傍聴していた市民、委員会録画を見た市民、議事録を読んだ市民らからは、何故、市は委員会の場で約束したことを翻したのか、酷すぎるという問い合わせや苦情、行政とはいとも簡単にこのような答弁内容を反故にするものなのか、という怒りや落胆の声が寄せられました。

市民の行政への不信感を大きく募らせる行為は許されざる行為です。市のこのような市勢は断固、容認できません。

以上、2016年度の予算の執行状況を精査した結果、決算不認定という結論に至った理由を述べさせていただきました。今後の市政運営の改善を念じつつ私の討論といたします。